

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定により、令和4年7月1日、日高海区における漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

なお、当該漁業権の内容は、令和4年北海道告示第10387号のとおりである。

令和4年（2022年）7月4日

北海道知事 鈴木 直道

免許番号

漁業権者の住所及び氏名

新さけ定第4号

日高郡新ひだか町静内春立141番地

ひだか漁業協同組合